

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○ 特定入院料に関する事項

- 緩和ケア病棟(2階/3階)・・・緩和ケア病棟入院料1

上記病棟では、1日に10人以上の看護職員(看護師)が勤務しています。

尚、時間帯毎の看護職員の配置は次の通りです。

09時00分～17時00分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は4人以内

17時00分～翌09時00分 : 看護職員1人当たりの受け持ち患者数は6人以内

両病棟とも夜勤を行う看護師の数は、2人以上です。

○ 入院時食事療養に関する事項

- 入院時食事療養(I)

管理栄養士によって管理された食事を適時、かつ適温で提供しています

配膳時間: 朝食: 8時 昼食: 12時(正午) 夕食: 18時

食堂における食事の提供をしています。

○ 明細書の発行体制に関する事項

療養担当規則に則り明細書を無償で交付しています。

公費負担医療を受給されている医療費の自己負担のない患者さんにつきまして、明細書を無償で交付しています。明細書の発行を希望しない患者さんは、会計の際にお申し出ください。

関東信越厚生局への届出事項

当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

基本診療料の施設基準	特掲診療料の施設基準	
特定入院料: 緩和ケア病棟入院料1	在宅	
感染対策向上加算3・連帯強化加算	在宅療養支援病院(3)	
医療安全対策加算2・医療安全対策地域連携加算2	在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料	
データ提出加算1、3	在宅がん医療総合診療料	
患者サポート体制充実加算・せん妄ハイリスクケア加算	画像診断	
診療録管理体制加算3	CT撮影-口(16列以上64列未満のマルチスライス型の機器) ※CTは80列以上のマルチスライス型の機器となります	
後発医薬品使用体制加算3		
機能強化加算		
特掲診療料の施設基準	手術	
がん性疼痛緩和指導管理料	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術	
ニコチン依存症管理料	胃瘻造設術 (経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造術を含む)	
がん治療連携指導料・相談体制充実加算	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	
検体検査管理加算1	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	
医療DX推進体制整備加算5	症例数: 2024年1月～2024年12月	症例数
外来・在宅ベースアップ評価料(I)	区分1 肺悪性腫瘍手術等	0件
入院ベースアップ評価料 96	区分2 尿道形成手術等	0件
	区分2 肝切除術等	0件
	区分2 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0件
	区分3 パセドウ甲状腺全摘出(亜全摘)術(両葉)	0件
食事療養	区分3 食道切除再建術等	0件
入院時食事療養(I)	区分4に分類される手術	11件

指定・認定等の状況

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ○生活保護法指定医療機関 | ○日本医療機能評価機構認定施設 3rdG: Ver2.0 |
| ○原子爆弾被害者一般疾病医療機関 | ○マンモグラフィ検診施設画像認定施設 |
| ○日本人間ドック学会指定施設 | ○臨床研修協力認定施設 |